

回答日 7月23日（水）

項番	項目	詳細	質問	回答
1	募集要項 14ページ	14-(2) 指定管理者との協定の締結	「提案のあった指定管理料の額を基本として、市と協議の上、指定管理料を決定します」とあるが、指定管理候補者を決定してから、提案した指定管理料の増額や減額があるのでしょうか。	提案いただいた金額が基本になりますが、協議の上指定管理料が変更になる場合があります。
2	管理業務仕様書 4ページ	5-(2)-② 中央公園等の利用促進に関する業務	「パークコーディネーター(地域や市民と連携して公園づくりを行う専門スタッフを配置)」とありますが、必要な資格なんですか。または、推奨される資格(公園管理運営士、造園施工管理技士、造園技能士等)があれば、ご教示ください。	必要な資格はございません。
3	管理業務仕様書 4ページ	5-(2)-② 中央公園等の利用促進に関する業務	「パークコーディネーター(地域や市民と連携して公園づくりを行う専門スタッフを配置)」とありますが、中央公園等とあります。浜工業公園、南公園、野田公園、牛ノ口公園、全てに常駐(5名)すれば良いのでしょうか。兼任でいずれかの公園に常駐(1名)している認識で良いのでしょうか。	地域の特性に応じた公園づくりを進められる企画を提案し実施することができれば、常駐等の勤務形態の指定はありません。
4	管理業務仕様書 12ページ	11-(1)-① 植物管理の水準	「花壇管理等(バラ園含む)」とあるが、バラ園や花壇は公園の顔と認識しています。どの程度の水準を目指しているのでしょうか。薬剤散布回数や施肥回数、剪定方法や除草回数等、バラアーチの仕様や積算金額等、管理の指標となる基準をご教示ください。	バラ園及び花壇の管理費は指定管理料に含まれておりますが、管理の指標・基準があるわけではありません。来園者を考慮した管理をお願いします。
5	管理業務仕様書 13ページ	11-(1)-④ 植物管理の水準	「発生した枝葉は、作業当日内に所定の場所に集積のうえ、できる限りリサイクルに努めること」とあるが、所定の場所は指定管理者が決定できるのでしょうか。または市が指定した場所でしょうか。	指定管理者が決定しますが、現場状況に応じて市との協議が必要な場合もございます。
6	管理業務仕様書 13ページ	11-(1)-④ 植物管理の水準	「発生した枝葉は、作業当日内に所定の場所に集積のうえ、できる限りリサイクルに努めること」とあるが、リサイクル方法に指定がありますでしょうか。また、集積に係る費用や、集積場所の管理費用は指定管理者が負担するのでしょうか、ご教示下さい。	リサイクル方法に指定はありません。集積に係る費用は指定管理料に含まれております。